

# はいきぶつとうしよりてすうりょう ゆうりょう しよりぶくろ げんめん 廃棄物等処理手数料（有料ごみ処理袋）の減免について

くにたちし かてい かねん ふねん ようきほうそう だ ばあい し  
国立市では、ご家庭から「可燃ごみ」「不燃ごみ」「容器包装プラスチック」を出す場合、市の  
してい ゆうりょう しよりぶくろ しょう い か げんめんたいしょうせたい かた  
指定する有料ごみ処理袋を使用していただいておりますが、以下の減免対象世帯の方につい  
ては、有料ごみ処理袋にかかる廃棄物等処理手数料を減免し、一定枚数の有料ごみ処理袋  
の無料引換券を交付しています。

## ちゅういじこう 【注意事項】

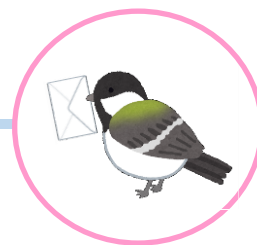
はいきぶつとうしよりてすうりょう げんめん ねんど しんせい ひつよう がつ よくとし がつ ねんど  
廃棄物等処理手数料の減免は、年度ごとに申請が必要です。（9月～翌年8月で1年度）  
せたいじょうきよう へんこうとう げんめんたいしょう ばあい  
世帯状況の変更等によって、減免対象にならない場合がございます。  
ぶくろ しんせい どうじ う と しんさ  
ごみ袋は申請と同時に受け取れません。（審査があります。）

## げんめんたいしょうせたい 1. 減免対象世帯



|   | たいしょう せたい<br>対象の世帯                                                              | りゆういてん<br>留意点                                                                                                                                   | じょうけん<br>条件                                                                                                                                                                             |
|---|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア | せいかつ ぽご じゆきゆうせたい<br>生活保護受給 世帯                                                   | じゆきゆうしょうめいしよ しゆとくいにん<br>受給 証明書の取得委任がで<br>ます。                                                                                                    | —                                                                                                                                                                                       |
| イ | ちゅうごくざんりゆうほうじんとうしえんきゆうふじゆきゆうせたい<br>中国残留邦人等支援給付受給世帯                              | ます。                                                                                                                                             | —                                                                                                                                                                                       |
| ウ | ろうれいふく しねんきんじゆきゆうしや せたい<br>老齢福祉年金受給者のいる世帯                                       | ろうれいき そ ねんきん<br>老齢基礎年金ではありません。                                                                                                                  | てい<br>る<br>方<br>全<br>員<br>が<br>住<br>民<br>税<br>非<br>課<br>税<br>で<br>あ<br>る<br>こ<br>と。<br><br>要<br>件<br>該<br>当<br>者<br>と<br>同<br>居<br>し<br>て<br>い<br>て、<br>生<br>計<br>を<br>同<br>じ<br>く<br>し |
| エ | こくみんねんきん いぞく き そ ねんきんじゆきゆうしや せたい<br>国民年金の遺族基礎年金受給者のいる世帯                         | いぞくねんきん<br>遺族年金ではありません。                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                         |
| オ | じどうふようてあてじゆきゆうしや せたい<br>児童扶養手当受給者のいる世帯                                          | じどうてあて<br>児童手当ではありません。                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                         |
| カ | とくべつじどうふようてあてじゆきゆうしや せたい<br>特別児童扶養手当受給者のいる世帯                                    | —                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                         |
| キ | しんたいしょうがいしやてちよう きゆう きゆう こうふ う<br>身体障害者 手帳(1級または2級)の交付を受けた<br>かた せたい<br>方のいる世帯   | しょうがいしや そうごうしえんほう もと しょう<br>障害者 総合支援法に基づく障<br>害福祉サービスのうち、訪問系<br>サービスの支給決定時間が月<br>180時間以上ある世帯は、世帯<br>人数を1名分増やして申請でき<br>ます。介助者の人数にかかわら<br>ず1名分です。 |                                                                                                                                                                                         |
| ク | せいしんしょうがいしや ほけんふくしてちよう きゆう こうふ う<br>精神障害者 保健福祉手帳(1級)の交付を受けた<br>かた せたい<br>方のいる世帯 |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                         |
| ケ | あい てちよう ど せたい<br>愛の手帳(1度または2度)の交付を受けた方のい<br>る世帯                                 |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                         |
| コ | ようかいご にんてい う かた せたい<br>要介護(4または5)の認定を受けた方のいる世帯                                  | —                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                         |

## 2. 申請手続



### 【必要書類等】

|                                                          |                                                                     |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| はいきぶつとうしよりですうりょうげんめんしんせいしよ<br>廃棄物等処理手数料減免申請書             | しやくしよ げんりょうか まどぐち し<br>市役所ごみ減量課の窓口、または市のホームページからダウンロードすることで取得できます。  |
| いんかん<br>印鑑                                               | みせいねん かた しよめい ほごしや かた しよめい かま<br>未成年の方の署名は保護者の方の署名で構いません。           |
| ひかぜいしやうめいしよ<br>非課税証明書                                    | いがい かた ねんどちゆうてんにゆう ひつよう<br>ア・イ以外の方で年度途中転入の方は必要です。                   |
| ア せいかつほごじゆきゆうしやうめいしよ<br>生活保護受給証明書                        | しゆとくいん かた いにんじよう てんぶ ゆうそうしんせい かぎ<br>取得委任をする方は委任状を添付してください。（郵送申請に限る） |
| イ しえんきゆうふじゆきゆうしやうめいしよ<br>支援給付受給証明書                       | しゆとくいん かた いにんじよう てんぶ ゆうそうしんせい かぎ<br>取得委任をする方は委任状を添付してください。（郵送申請に限る） |
| ウ ろうれいふくしねんきんしやうしよ<br>老齢福祉年金証書のコピー                       | たいしやう ねん がつ にちいぜん う かた たいしやう せいど<br>大正5年4月1日以前に生まれた方を対象とした制度です。     |
| エ ねんきんがくかいていつうちしよ ねんきんふりこみつうちしよ<br>年金額改定通知書（年金振込通知書）のコピー | いがいとうしや がつじよえんごろ にほんねんきんきこう そうふ<br>該当者には6月上旬頃に日本年金機構から送付されます。       |
| オ じどうふようであてじゆきゆうしやうめいしよ<br>児童扶養手当受給証明書のコピー               | ひろ げんざい じゅうしよ ぶぶん<br>広げて現在の住所の部分もコピーしてください。                         |
| カ とくべつじどうふようであてじゆきゆうしやうめいしよ<br>特別児童扶養手当受給証明書のコピー         | ひろ げんざい じゅうしよ ぶぶん<br>広げて現在の住所の部分もコピーしてください。                         |
| キ しんたいしやうがいはてちよう<br>身体障害者手帳のコピー                          | しょうがいふくし じゆきゆうしやしやう<br>「障害福祉サービス受給者証」のコピー                           |
| ク せいしんしやうがいはけん ふくし てちよう<br>精神障害者 保健福祉手帳のコピー              | ほうもんけい しきゆうけつていじかん<br>（訪問系サービスの支給決定時間                               |
| ケ あい てちよう<br>愛の手帳のコピー                                    | つき じかんいじよう せたい<br>が月180時間以上ある世帯）                                    |
| コ かいごほけんひほけんしやしやう<br>介護保険被保険者証のコピー                       | ひろ げんざい じゅうしよ ぶぶん<br>広げて現在の住所の部分もコピーしてください。                         |
| そのほか必要に応じて、書類を提出していただく場合があります。                           |                                                                     |



### 【申請先】

しやくしよ せいかつかんきやうぶ げんりょうか ゆうそうか  
市役所 生活環境部 ごみ減量課（郵送可）

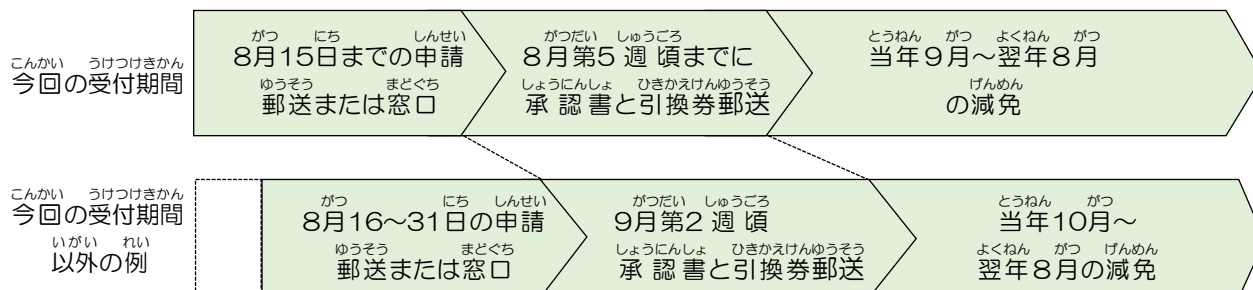
ゆうそう ばあい たかあて ふとう しやう  
郵送の場合、他課宛の封筒は使用できません。また、申請先以外の部署に持ち込むこと、または他課に郵送して申請することはできません。

### 【申請期限】

れいわ ねん がつ にち げつ ひつちやく きじつ しんせい きやうりよく ねが  
令和6年7月22日（月）必着 期日までの申請に 協力 をお願いします。

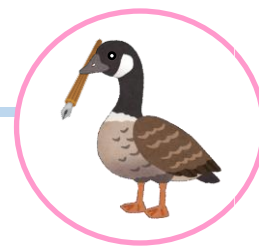
### 【減免期間】

か ず さんこう  
下図を参考にしてください。



げんそく しんせいしよ じゅりび まいつき ばあい よくげつぶん  
原則として申請書の受理日が毎月1日から15日までの場合は翌月分から、16日から31日までの場合は翌々月分から、次の8月分までです。  
げんめんきかん ねんど まいねんど しんせい ひつよう しんせい おく げんめんきかん  
減免期間は年度ごとですので、毎年度の申請が必要です。申請が遅れると減免期間が短くなり、交付される袋の数が少なくなります。

### 3. 記入例



#### 【①申請者欄】

ウ～コの方は各手帳、要介護受給者の氏名を記入してください。

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 国立市長 殿 | 令和6年 6 月15 日      |
| 申請者    |                   |
| 住 所    | 国立市 富士見台2丁目47番地の1 |
| 氏 名    | 国立 太郎             |
| 電 話    | 042-576-2111      |

要件該当者と同居していて、生計を同じくしている方全員が住民税非課税であることが条件です。  
住民票の世帯分離をしても、同居している課税の方が要件該当者に生活費の支援をしている場合は生計を同一とする家族とみなされます。

#### 【②世帯構成欄】

現に同じ住所に同居する全ての方を記入してください。

キ・ク・ケに該当する世帯で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち訪問系サービスの支給決定時間が月180時間以上ある世帯は、世帯人数を1名分増やして申請できます。  
「障害福祉サービス」と記入してください。

| No. | 氏 名    |          | 生年月日 |           | 令和6年度市町村民税の課税状況                                                       | 同意欄（※下記参照）  |
|-----|--------|----------|------|-----------|-----------------------------------------------------------------------|-------------|
|     |        |          |      |           | 令和6年1月1日の住所地                                                          | 自署による署名又は捺印 |
| 1   | （ふりがな） | くにたち たろう | 大正昭和 | 42年 1月 1日 | <input type="checkbox"/> 課税・ <input checked="" type="checkbox"/> 非課税  | 国立太郎 国立     |
|     | （申請者）  | 国立 太郎    | 平成令和 |           | <input checked="" type="checkbox"/> 国立市・ <input type="checkbox"/> （ ） |             |
| 2   | （ふりがな） | くにたち はなこ | 大正昭和 | 42年 8月 1日 | <input type="checkbox"/> 課税・ <input checked="" type="checkbox"/> 非課税  | 国立花子 国立     |
|     | （申請者）  | 国立 花子    | 平成令和 |           | <input checked="" type="checkbox"/> 国立市・ <input type="checkbox"/> （ ） |             |
| 3   | （ふりがな） |          | 大正昭和 | 年 月 日     | <input type="checkbox"/> 課税・ <input type="checkbox"/> 非課税             | 印           |
|     | （申請者）  | 障害福祉サービス | 平成令和 |           | <input type="checkbox"/> 国立市・ <input type="checkbox"/> （ ）            |             |

当該年度の1月1日住所地在国立市以外の市区町村である場合、その方の当該年度の市町村民税非課税証明書（コピー可）の添付が必要となります。

※減免認定のため世帯状況及び課税状況を公簿で確認することについて同意する場合、上記の同意欄に一人ずつ自署により署名又は捺印して下さい。署名又は捺印がない場合、その方の住民票及び当該年度の市町村民税非課税証明書（コピー可）の添付が必要となります。

#### 【③申請理由】

該当する要件と、添付書類を確認いただき、□にチェックしてください。

| 該当要件                                           | 確認書類                                          |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ア.生活保護受給世帯 | <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 |

【生活保護受給証明書の取得委任】

ア・イに該当する方で、郵送申請を希望しており、受給証明書の取得を委任したい場合は、  
①申請書の余白に下記の通り記入し署名又は捺印するか、②委任状を添付してください。なお、窓口で申請される方は取得委任できません。

- ① 生活保護受給証明書の取得をごみ減量課に委任します。国立 太郎



【委任状の例】

②

委任状

令和 年 月 日

国立市長殿

住所

氏名

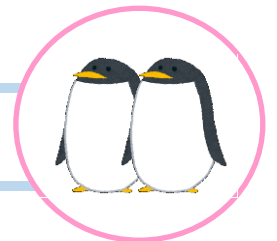
印

連絡先

私は、市役所に行って生活保護受給証明書を取得することが困難なため、生活保護受給証明書の取得をごみ減量課に委任します。

4. 減免枚数

申請書の裏をご覧ください。



5. 代理の方が申請書を提出する場合

【代理の方の提出】

代理の方（申請者以外の方）が窓口で申請書を出される場合、必ず下記のものの原本（コピー不可）をお持ちください。また、期限のあるものは期限内のものに限ります。

・「代理人の本人確認書類1点」（運転免許証・マイナンバーカード・各種保険証・年金手帳）

【代筆について】

代筆した場合は、代筆者の住所・氏名・申請者との関係及び連絡先の電話番号を余白に記入してください。なお、同意欄は代筆することはできません。（3 ページ※参照）

【郵送先・問い合わせ先】

〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1  
国立市 生活環境部 ごみ減量課 清掃係  
電話042-576-2119（直通）